

児童手当制度が10月分から拡充されています
 新たに対象となる場合は申請を

- 令和6年10月分から、児童手当の制度が下表のとおり拡充されました。申請が必要と思われる人には、8月下旬に申請書を郵送していますので、申請がお済みでない人は必要事項を記入して、同封の返信用封筒で郵送してください。受付後、順次支給します。
- 改正後の初回支給日は令和6年12月10日（10・11月分）です。詳しくは、市HPをご覧ください。子育て支援課（☎47-7092）へ。
- ▶申請が必要な人／①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の児童を養育している人
②所得上限限度額超過のため、児童手当の支給を受けていない人
③児童手当等を受給している人で、大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の子を含めて3人以上の子を養育している人
 - ▶申請期限／令和7年3月31日（必着）
※期限までに申請書を受け付けた分については、10月分からさかのぼって支給します
 - ▶その他／公務員の方は勤務先での申請となりますので、職場に確認してください。子と別居している場合や、市に児童手当の申請履歴がない場合は、案内が届かない場合がありますので、同課までお問い合わせください。



市HP

	令和6年9月分まで	令和6年10月分以降
支給対象	中学生年代までの児童を養育している市内在住の人	高校生年代までの児童を養育している市内在住の人
所得制限	あり	なし
手当月額	・3歳未満：15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生：10,000円 ※所得制限限度額以上、所得上限限度額未満：5,000円	・3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～18歳到達後の最初の年度末 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
第3子以降の算定対象	18歳到達後の最初の年度末まで	22歳到達後の最初の年度末まで
支払回数	年3回（2月、6月、10月）	年6回（偶数月）
支払通知	年1回支払通知書を送付	なし

移住定住促進 大垣で暮らそう!!
 ～大垣暮らしのオトクな制度～

- 移住・定住人口の増加を図るため、大垣暮らしをする際の補助などの事業を進めています。市外に住むご家族などに、ぜひご紹介ください。詳しくは、市HPをご覧ください。か、住宅課（☎47-8184）へ。

親元近くに転居 《子育て世代近居支援事業》

- ▶対象者…次の条件をすべて満たす人
①市外から転入した、中学生以下（妊娠中を含む）の子がいる人
②親世帯（年齢不問）が市内に1年以上継続して居住している人
- ▶補助金額…引っ越し費用の5分の3（上限6万円）
- ▶申請期限…転入日（住民票異動日）から6か月以内

新築を購入 《子育て世代等住宅取得支援事業》

- ▶対象者…次の条件をすべて満たす人
①市内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入して、その住宅に転入・転居（いずれも住民票の異動を伴うもの）した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合は、10分の9以上が住居であること
②申請期限日までに、中学生以下（妊娠中を含む）の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
③市税等を完納しており、対象住宅の取得資金として金融機関などから融資を受けている人
- ▶補助期間…3年間
- ▶補助金額…各年度の利子支払額（上限10万円）を年1回補助（最大30万円）
- ▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内
- ▶受付期間…12月27日まで



介護保険料 平日夜間・休日納付相談

- ▶とき／【平日夜間】12月10日（火）・12日（木） 午後5時15分～7時30分
【休日】12月15日（日） 午前9時～午後3時
- ▶ところ／介護保険課
- ▶内容／介護保険料の納付に関する相談や、口座振替の申込
- ▶問合せ／同課（☎47-7406）へ

マイナンバーカード
 交付・申請などの休日・夜間窓口開設

- 平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、マイナンバーカード交付・申請などの休日・夜間窓口を開設します。
- ▶とき／【休日窓口】12月15日（日） 午前9時～正午
【夜間窓口】12月17日（火）・19日（木）
いずれも午後5時15分～7時30分
 - ▶ところ／窓口サービス課
 - ▶内容／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新など
 - ▶問合せ／同課（☎47-8764）へ



取り壊し建物の届け出と新築・増築の調査

建物の固定資産税は、1月1日現在の建物の所有者に対して課税されます。令和6年中に住宅や倉庫などの建物を取り壊した人は、課税課固定資産税（家屋）グループに届け出をお願いします。

また、固定資産税の評価額を定めるため、年内に完成する新築・増築家屋の調査を順次行っています。未調査の人で訪問の希望日時（平日の午前9時～午後4時）がある人は、課税課固定資産税（家屋）グループ（☎47-8178）へ。

ご活用ください！
 中小企業など向けの支援制度

西美濃地域の地域産業の発展・活性化に向けて、大垣商工会議所と連携し、事業者の皆さんの取組みを支援する補助制度を設けています。ぜひ、ご活用ください。

①②については、産業振興室（☎47-8609）、③については、大垣商工会議所（☎78-9111）へお問合せください。

①ホームページ・動画制作支援	
対象業種	製造業（西美濃3市9町に本社を有する中小企業者・事業主）
補助対象	初めて自社のHPを制作（全面リニューアルを含む）、販路開拓を目的としてHPに掲載する動画制作に係る経費 ※委託先はソフトピアジャパンエリア内の企業に限る
補助金	補助対象経費の2分の1以内 1事業者上限24万円（1か国語あたり8万円、2か国語まで。動画制作1本8万円まで）

②ソフトピアジャパンエリア小規模事業所入居支援	
対象業種	情報通信関連業（中小企業者・事業主）
補助対象	当該エリアでの起業・創業時に係る経費（①法人登記、②広告宣伝、③設備・備品購入費、④移転・入居費用） ※④は東京23区内からの移転に限る
補助金	補助対象経費の2分の1以内（1回限り） 【入居面積100㎡以上】1事業者上限20万円 ①～③の費用のうち2つを選択。各10万円 【入居面積100㎡未満】1事業者上限16万円 ①～③の費用のうち2つを選択。各8万円 ※④は入居面積にかかわらず上限5万円

③ビジネスマッチング支援	
対象業種	全業種 ※申請窓口は大垣商工会議所
補助対象	岐阜県外（国内）で開催される見本市・企業展への出展小間料およびオンライン展示会（年度内に開催終了）の登録料 ※主催者が提供する募集小間数が80小間以上に限る
補助金	補助対象経費の10分の10以内 1事業者上限16万円（1出展あたり8万円）

補助対象経費（消費税および地方消費税を除いた額）から、国・県などの補助金を差し引いた額に補助率を乗じた額が補助金額になります